

宇個審答申第13号  
平成21年3月26日

宇治市長 久保田 勇 様

宇治市個人情報保護審議会  
会長 市川 正 人

実施機関における個人情報の取扱い（個人情報の提供）について（答申）

平成21年3月23日付け、20宇市広第450号により諮問のありました、「実施機関における個人情報の取扱い（個人情報の提供）について」について、下記のとおり答申します。

記

諮問のあった個人情報の提供については、提供に相当の理由があると判断されるため、下表を提供禁止の例外類型事項15として追加することは妥当であると認められる。

整理番号	事務の種類	利用・提供が適当と認められる理由
15	第三者により戸籍謄抄本、住民票の写し等が不正に取得され、個人のプライバシーその他の権利利益が侵害された場合に、当該個人に対して、不正取得者の個人情報を提供すること。	第三者により戸籍謄抄本、住民票の写し等が不正に取得され、個人のプライバシーその他の権利利益が侵害された場合において、同様の事案の発生を抑止し、被害者自身が被害の拡大・再発の防止のために必要な対策をとるために、当該被害者に対して、不正取得者の個人情報を提供する必要があるため。 ただし、不正取得があったことが裁判上確定した場合に限る。